



平成24年4月23日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマダ電機  
代表者名 代表取締役社長 一宮 忠男  
(コード番号 9831 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼執行役員副社長 岡本 潤  
(TEL. 027-345-8181)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年4月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月28日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 【定款一部変更の件】

##### 1. 提案の理由

当社の事業規模の拡大と事業内容の多様化に備えるため、事業目的に追加、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 定 款 案  |
|---|--|
| (目的)<br>第2条 (条文省略)<br>1. ～ 4. (条文省略)<br>(新設)<br><br>5. (条文省略)<br>6. 古物の販売。<br>7. ～ 8. (条文省略)<br>9. 喫茶店、飲食店の経営。<br><br>10. 不動産の賃貸、売買、仲介及び管理業。<br><br>11. 電気通信事業法に定める電気通信事業、<br>情報処理サービス業並びに情報提供サ<br>ービス業。<br><br>12. ～ 16. (条文省略)<br>17. 旅行業法に基づく旅行業および旅行者<br>代理業。<br>18. ～ 19. (条文省略) | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>1. ～ 4. (現行どおり)<br>5. <u>インターネット、その他の通信を利用し<br/>た通信販売業。</u><br>6. (現行どおり)<br>7. 古物の <u>売買</u> 。<br>8. ～ 9. (現行どおり)<br>10. <u>喫茶店、飲食店の経営及び飲食サービ<br/>ス業。</u><br>11. 不動産の賃貸、売買、仲介、 <u>斡旋</u> 及び管<br>理業。<br>12. 電気通信事業法に定める電気通信事業、<br>情報処理サービス業 <u>及び</u> 情報提供サー<br>ビス業 <u>並びに</u> インターネット付随サー<br>ビス業。<br>13. ～ 17. (現行どおり)<br>18. 旅行業法に基づく旅行業 <u>及び</u> 旅行者代<br>理業。<br>19. ～ 20. (現行どおり) |



|   |  |
|---|--|
| <p><u>20.</u> 医薬品、動物用医薬品、医療器具、化学工業薬品<u>および</u>計量器の販売業<u>ならびに</u>薬局<u>および</u>診療所の経営。</p> <p><u>21.</u> 食料品、衣料品、化粧品、ペット用品、皮革製品、タバコの販売。</p> <p><u>22.</u> ～<u>23.</u> (条文省略)</p> | <p><u>21.</u> 医薬品、動物用医薬品、医療器具、化学工業薬品<u>及び</u>計量器の販売業<u>並びに</u>薬局<u>及び</u>診療所の経営。</p> <p><u>22.</u> 食料品、<u>飲料水</u>、衣料品、化粧品、ペット用品、皮革製品、タバコの販売。</p> <p><u>23.</u> ～<u>24.</u> (現行どおり)</p> |
|---|--|

【日程】

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生予定日

平成24年6月28日(木)  
平成24年6月28日(木)

以上